

Client Alert

29 November 2023

本アラートに関する
お問い合わせ先



板橋 加奈
パートナー
+81 3 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



松本 泉
カウンセラー
+81 3 6271 9720
izumi.matsumoto@bakermckenzie.com



丸田 郁美
アソシエイト
+81 3 6271 9693
Ikumi.Maruta@bakermckenzie.com



藤原 総一郎
アソシエイト
+81 3 6271 9707
soichiro.fujiwara@bakermckenzie.com

米国商務省産業安全保障局（BIS）が、中国及びその他懸念国に対する先端コンピュータ、半導体装置、及びスーパーコンピュータを最終用途とする輸出管理の強化を公表¹

2023年10月17日、米国商務省産業安全保障局（BIS）は、輸出管理規則（EAR）を改正し、先端コンピューティング品目、半導体製造装置、及びスーパーコンピュータ、先端ノード集積回路、半導体製造装置の開発・生産に関連する最終用途に用いることができる品目に関する輸出管理を更に強化するための2つの中間最終規則（以下「23年改正EAR」）を発表した。23年改正EARは、BISが2022年10月7日に中国の先端コンピューティング及び半導体分野を対象とする規則（以下「22年改正EAR」）を発表してから1年以上経過した後に出されたものであり、いくつかの重要な点でこれらの規則を更新、拡大、明確化するものである。BISはまた、AI対応先端コンピューティングチップの開発に携わる2つの中国企業及びその関連会社（合計13の中国企業）を脚注4指定の企業リスト（以下「エンティティリストFR」）に追加する最終規則を公表した。

BISのプレスリリースと、23年改正EAR及びエンティティリストFRの前文によると、今回の改正は、貿易取引への意図せざる影響を最小限に抑えつつ、中国の軍民融合戦略や、大量破壊兵器（WMD）及び高度な通常兵器の改良につながる可能性のある高度又はフロンティアAI能力の開発に対抗する上で、国家安全保障及び外交政策上の懸念に対処することを意図している。

23年改正EARにおける改正は広範であり、22年改正EARに対する多くのコメントに対するBISの回答として、EAR §744.23の最終用途管理及びエンティティリスト外国直接製品ルール（FDPルール）の範囲に関連する半導体のサプライチェーンに関するかなり広範な管轄解釈を含む、いくつかのトピックに関する注目すべきガイダンスと解釈を提供している。全コメントの詳細なレビューは本アラートの範囲を超えているが、23年改正EARの概要の把握は、半導体及びスーパーコンピュータ業界の米国及び非米国のすべての参加者にとって優先事項となる。

23年改正EARは、2023年11月17日までに全ての条項が施行された。なお、BISは、AI基盤モデルを開発するためのクラウド/IaaS（infrastructure-as-a-service）へのアクセスや、みなし輸出/再輸出など、23年改正EARで十分に対処されていない特定のトピックについてパブリックコメントを行っている。意見募集期間は2023年12月18日までである。

¹ 本件に関する英語版のクライアントアラートについては、以下を参照。
<https://sanctionsnews.bakermckenzie.com/bis-strengthens-export-controls-on-advanced-computing-items-semiconductor-manufacturing-equipment-and-supercomputing-end-uses-to-china-and-other-countries-of-concern/>



I. 背景

22年改正 EAR は、(i)特定の先端コンピューティング集積回路（IC）、そのような先端 IC を組み込んだ品目、スーパーコンピュータに関する品目ベース及び最終用途ベースの輸出管理、(ii)特定の半導体製造装置（SME）に関する品目ベースの輸出管理、及び SME の開発・製造に関連する最終用途ベースの輸出管理に焦点を当てられていた。23年改正 EAR は、先端コンピューティング／スーパーコンピューティング IFR（以下「AC/S IFR」）と半導体製造装置 IFR（以下「SME IFR」）を通じて、これらを拡大・明確化するものである。

II. 2023年改正における主な変更点

1. ECCN が 3A090 の品目に係る技術的パラメータの変更・拡大

AC/S IFR は、AI 訓練用 IC が確実に管理されるよう、ECCN 3A090 で管理される品目を特定するために使用される新しい構造を作成し、技術的パラメータを更新するものである。改訂された 3A090 は、以前の段落.a.1～a.4 を、簡略化された段落.a（最も強力なデータセンター用 IC）及び新しい段落.b（大規模な AI システムの訓練に使用される可能性がある追加的な強力ではないが依然として高度な IC をカバー）に置き換えた。実質的には、改訂された項目は、技術的パラメータとして「相互接続帯域幅」を削除し、新たなパラメータとして「性能密度」を追加している。これらの変更は、1つの制限されたチップと同じパワーをもたらす、より多数の小型のデータセンター用 AI チップの使用を含む、以前の規制に対する回避策に対抗することを意図している。


最も重要な点として、AC/S IFR は、(i)特定の非データセンター用 IC（例えば、特定のハイエンドゲーミングチップ）を規制対象から除外し、(ii)ビット×TOPS を「総処理性能」（TPP）値に置き換え、TPP 値の算出に使用できる明確で客観的な基準を定義している。AC/S IFR は、3A090 への新たな注記の追加とテクニカルノートの改訂により、管理範囲をさらに絞り込んでいる。

2. 新しい .z ECCN パラグラフ及び関連輸出許可要件に基づく

「3A090 又は 4A090 の性能パラメータを満たす又は超える」品目の特定

22年改正 EAR は、特定の管理範囲（例えば § 742.6(a)(6)）を説明する際に、「又は ECCN 3A090 若しくは 4A090 の性能パラメータを満たすか超える CCL 上の他の場所で特定される」というキャッチオール基準を使用した。BIS は、このような表現は混乱を招き、潜在的に二重の ECCN を生み出し、遵守に負担をかけると懸念する意見を受け取っていた。

これらの懸念に対処するため、AC/S IFR は、BIS が関連する性能パラメータを満たすか超える性能特性又は機能を有すると判断した品目を捕捉するための 9つの ECCN について、新しい.z 段落を設けている。9つの ECCN は、



3A001.z、4A003.z、4A004.z、4A005.z、5A002.z、5A004.z、5A992.z、5D002.z、及び 5D992.z である。

また、AC/S IFR は、輸出者に対し、自動輸出システムの電子輸出情報ファイリングにおいて、また、特定の場合には輸出通関のためのインボイスにおいて、.z 品目を「品目」レベルの分類で特定することを要求している。

3. 半導体製造装置 - ECCN 3B090 の削除、ECCN 3B001 及び 3B002 への移管と拡大

SME IFR は ECCN 3B090 を削除する。以前は ECCN 3B090 の下にあった SME の管理は拡大され、ECCN 3B001 及び 3B002 の下に置かれた（将来的には多国間で管理されることを視野に入れている）。これには、シリコン (Si)、炭素ドーピングシリコン、シリコンゲルマニウム (SiGe)、炭素ドーピング SiGe エピタキシャル成長用に設計された特定の装置、極端紫外線露光用に調合されたフォトレジストのコーティング、蒸着、ベーキング、現像用に設計された特定の装置、半導体ウェハ製造用洗浄・除去装置、極端紫外線マスクブランクス又は極端紫外線パターンマスク用に設計された検査装置などが含まれる。これらの ECCN 3B001 及び 3B002 の改訂は、ECCN 3D001、3D002 及び 3E001 の適合変更も促した。3B001 で新たに管理される SME に関連するソフトウェアと技術については、地域安全保障 (RS) と国家安全保障 (NS) の管理が追加された。新たに規制対象となった装置及び関連するソフトウェア/技術は、非平面型トランジスタ・アーキテクチャ、又は 16/14 ナノメートル以下の「生産」「技術ノード」を持つロジック IC の製造にのみ使用される（限定的な例外を除く）とされている。企業は、新規及び改訂された ECCN を注意深く確認する必要がある。


SME IFR は、ECCN 3B090 に分類される機器の BIS ライセンスは、一時停止又は取り消されない限り、期限切れまで有効であると述べている。同時に、輸出者は 2023 年 11 月 17 日以降に提出される輸出通関書類に新 ECCN を記載する必要がある。

4. 特定の外国製露光装置に対する 0%デミニミス・レベル

SME IFR は、現在 ECCN 3B001.f.1.b.2.b に分類されている特定の外国製露光装置（及び特別に設計された部品）で、「先端ノード IC」の「開発」又は「生産」に使用されるものについては、その外国製品目が最初に輸出された国もその品目を管理している場合（現在は日本のみ）を除き、デミニミス・レベルを設けないと規定している。このことは、米国原製品の含有量がいくらであっても、外国製の露光装置がこの ECCN に基づく EAR の対象となることを意味している。

5. 先端コンピューティング FDP ルールの管轄国範囲の拡大

AC/S IFR は、先端コンピューティング FDP ルールの対象国を、カントリーグループ A:5 又は A:6 に指定されていないカントリーグループ D:1、D:4、D:5 の国に拡大した（現在、カントリーグループ D:1、D:4、D:5 とカントリー



ーグループ A:5、A:6 の両方に該当する国は、キプロスとイスラエルだけである）。外国製直接製品が、マカオ又は D:5 の国に本社を置く企業、又はその最終親会社を持つ企業のためのものである場合、この規則の対象国グループはさらに拡大され、全世界となる。

6. 全ての FDP ルールに用いることができるモデル証明書

AC/S IFR は、22 年改正 EAR で公表され、EAR のパート 734 の補遺第 1 号に掲載されているモデル証明書が、すべての FDP ルールに使用できることを明確にしている。AC/S IFR は、モデル証明書がサプライチェーン内の誰によって提供されてもよく、サプライチェーンの上流及び下流（例えば、輸出者、再輸出者、譲渡者からサプライチェーン内の別の企業へ、又は荷受人から輸出者、再輸出者、譲渡者へ戻る）に渡ることを明確にしている。

7. 中国及びマカオから D:1、D:4 又は D:5 の国へのライセンス要件の拡大

23 年改正 EAR により、国家安全保障(NS)及び地域安定(RS)の理由からライセンスが必要な国のリストが拡大された。これは明らかに、中国／マカオ企業のオフショア関連会社への輸出の抜け穴を塞ぐことを目的としている。

具体的には、§ 742.4 及び § 742.6 の改正により、ライセンス要件が以下のように拡大された。

- ECCN が 3B001、3B002、3D001、3D002 及び 3E001 の特定の段落に分類される（新たに管理されるものを含む）一定の半導体製造装置及び関連するソフトウェア及び技術の、マカオ又は D:5 の国（国グループ E の全ての国、並びにアフガニスタン、ペラルーシ、中国、イラク、リビア、シリア、ロシア、及びベネズエラを含むその他の国）への輸出、再輸出、及び国内移転。
- マカオ又は D:5 国のいずれかに本社を置く企業、又はマカオ又は D:5 国に本社を置く企業を最終親会社とする企業によって開発された（3A090 品目に用いられる）3E001 に分類される技術の、マカオ又は D:5 国のいずれかを原産地とする海外から全世界の仕向地への輸出（国グループ A:5 又は A:6 でも指定されている仕向地への輸出は除く）。ただし、当該技術が、EAR の対象となるソフトウェアの直接製品であり、かつ、当該輸出が 3A090、4A090 及び新しい.z ECCN で特定される商品の生産のためのものである場合。
- ECCN が 3A090、4A090、9 つの新しい.z ECCNs に分類される特定の品目、及び関連するソフトウェア及び技術の D:1、D:4 若しくは D:5 国への、又はその国内での輸出、再輸出、及び国内移転（国グループ A:5 又は A:6 に指定されている仕向地を除く）。

上記(i)及び(ii)に該当する取引を伴う申請は、EAR§744.23(d)のライセンス審査方針に従って審査される。但し、EAR のパート 744 に基づきライセンスが要求されない場合において、ケースバイケースで審査される場合を除く。上記(iii)に該当する申請について、品目がマカオ又は D:5 国向けである場



合、拒否を前提として審査がなされる（presumption of denial）。一方、品目が D:5 国向けでない場合には、マカオ若しくは D:5 国のいずれかに本社を置いている場合、又はその最終親会社がそれらの国に本社を置いている場合を除き、一般的に承認を前提として審査がなされる。

なお、22 年改正 EAR に従い、上記のライセンス要件はみなし輸出／再輸出には適用されない（但し、BIS はこれに関するコメントを求めるため注意が必要となる）。

8. EAR §744.23 に基づき許可を要するエンドユースの拡大

AC/S IFR は、新たな § 744.23(a)(3)において、下記の 2 つの先端コンピューティングを規制対象に追加し、§ 744.23 に基づき規制されるエンドユースの範囲を拡大する。

- EAR の対象となる、ECCN が 3A090、4A090、又は新たに z パラグラフのいずれかで指定される先端コンピューティング品目の、D:1、D:4 又は D:5 国のいずれでもない国（A:5 又は A:6 国を仕向地とするものを除く）への輸出、再輸出又はそれらの国における国内移転（すなわち、通常であれば許可が必要とされない場合）であって、マカオ又は D:5 国に本店を置く会社、又は当該会社を最終親会社とする事業者向けであることが判明しているもの（これは、中国企業の海外関連事業者が、中国国外でクラウドサーバー又はデータセンターを運用するために規制対象である IC を購入するという抜け穴を塞ぐことを意図するものと考えられる）。
- 先端コンピューティングに係る FDP ルールの下、EAR の対象となる、マカオ又は D:5 国に本店を置く会社、又は当該会社を最終親会社とする事業者が開発した ECCN が 3E001 に該当する技術であって、3A090、4A090、又は z パラグラフのいずれかで指定される製品又はソフトウェアの生産のための技術であることが判明しているものの、マカオ又は D:5 国からの再輸出又はこれらの国における国内移転。

また、AC/S IFR は、スーパーコンピュータと先端ノード IC のエンドユース規制の対象となる国／仕向地の範囲をマカオと D:5 国（中国に限らない）に拡大した。

SME IFR は、22 年改正 EAR で採択されたエンドユース規制を再編成し、簡素化する。変更点は下表の通りである。

§744.23 「スーパーコンピュータ」、「先端ノード IC」及び半導体製造装置に係るエンドユース規制		
項目	従来	新規則
「スーパーコンピュータ」	(a)(1)(i)及び(a)(1)(ii)	(a)(1)(i)
	(a)(2)(i)	(a)(1)(ii)(A)
	(a)(2)(ii)	(a)(1)(ii)(B)



「先端ノード IC」	(a)(1)(iii)及び(a)(2)(iii)	(a)(2)(i)
	(a)(1)(iv)及び(a)(2)(iv)	(a)(2)(ii)
留保	不適用	(a)(3)
半導体製造装置 (SME)	(a)(1)(v)及び(a)(2)(v)	(a)(4)
除外	該当なし	(a)(5)
BISによる通知	(b)	(b)
許可例外	(c)	(c)
許可審査基準	(d)	(d)

§ 744.23 の改正に関する重要な事項は下記の通りである。

- BIS は、新 EAR(a)(1)のスーパーコンピュータのエンドユース規制に実質的な変更を加えていない。唯一の変更は、上記の通り仕向地の範囲の拡大である。
- 新 EAR(a)(2)の先端ノード IC のエンドユース規制に関して、IC の生産設備を規定する文言が、より明確で柔軟なものに改められている。具体的には、"a semiconductor fabrication facility ... that fabricates IC" (IC の製造設備) という文言が、"a facility ... where production of Advanced-node IC occurs" (先端ノード IC の生産設備) という文言に変更されている。SME IFR によると、この変更は、BIS が、異なる技術ノードの複数の IC の生産ラインを擁する生産拠点における特定の設備に継続して焦点を当てることを目的とするものである。
- また、SME IFR は、先端ノード IC のエンドユース規制で用いられる用語である「生産」の範囲から、生産の「後工程」(例えば、技術ノードを変更しない組立、試験や包装)を除外するために、新たにパラグラフ(a)(5)を設けている。
- 新たなパラグラフ(a)(4)の SME に係るエンドユース規制について、SME IFR は、その規制の対象となる製品の範囲を EAR の対象となる EAR99 に該当しない品目に、その規制の対象となるエンドユースの範囲を「IC 生産の前工程」の設備及び(カテゴリー) 3B に該当する特定の品目の開発又は生産のための利用にそれぞれ絞り込んでいいる。SME IFR の項目 27 及び 28 に対する BIS の回答によると、規制の対象を「IC の前工程のための生産装置」に絞り込むことで、先端ノード IC 以外の IC を生産するための、ECCN で指定されたマスク及びレチクルの開発又は生産に利用する製品の輸出、再輸出、国内移転が認められる。




9. 「米国人」の活動に対する規制の改正と明確化

23年改正 EAR は、22年改正 EAR の発表以降に公表された FAQ に基づき BIS が提供したガイダンスを取り入れ、EAR §744.6(c)に基づく「米国人」に係る規制を下記の通り改正し、明確にする。

- 米国人が、マカオ又は D:5 国に本店を置く会社、又は当該会社を最終親会社とする事業者の設備における IC の「生産」又は「開発」に利用される製品であることを知っている場合、その米国人に係る規制の対象となる国を中国とマカオだけでなく、すべての D:5 国に拡大する。
- 米国、A:5 又は A:6 国に本店を置き、かつマカオ若しくは D:5 国に本店を置く会社若しくは最終親会社が、過半数の支配権を保有しない事業者には雇用され、又は当該事業者を代理する（この用語は明らかに独立請負人を指す）、特定の自然人である米国人に対する規制を緩和する。
- 22年改正 EAR に続く BIS の FAQ に基づき、新たなレッドフラッグの例と、米国人に期待されるデューデリジェンスの要件を追加する。米国人は、少なくとも一般に入手可能な情報、提供される製品の性能、独自の市場データ及びエンドユースに関する記載を確認し、その製品がマカオ又は D:5 国に本店を置く会社、又は当該会社を最終親会社とする事業者の設備における先端ノード IC の生産又は開発のために用いられるものであるかどうかを判断する必要がある。
- 「生産」（用語として、現在は「製造」の代わりに利用されている）には、IC の技術レベルを変更しない組立、試験や包装などの後工程は含まれず、「開発」のみが行われる「設備」も含まれないことを明確にする。
- 「サービシング」には、EAR の対象とはならない品目であっても、先端ノード IC や特定の SME の「開発」又は「生産」に関わる設備で利用されることが判明しているものの導入が含まれることを明確にする。
- 下記のものが規制の対象ではないことを明確にする。
 - ✓ 管理的又は事務的な活動
 - ✓ 禁止されているエンドユースに直接には関係しない活動
 - ✓ EAR の規律対象から除外される情報又はソフトウェア（例えば、（物理的に）「公開済の」ソフトウェア）の取引
 - ✓ 米国政府による法令の執行又は諜報活動

まとめると、米国人は、下記の品目、エンドユース又はエンドユーザーに関して、故意に中国若しくはマカオへの出荷、転送、又は中国国内若しくはマカオ内での移転を行うこと、これらの活動を促進すること、及びサービスを提供することが禁止されている。

- 
- 先端ノード IC の「開発」又は「生産」。EAR の対象ではない品目であっても、中国又はマカオに本店を置く事業者の、先端ノード IC の生産設備における IC の開発又は生産に利用されることが判明しているもの。
 - 先端ノード IC の「開発」又は「生産」のための、カテゴリ-3 の品目。EAR の対象ではない品目で、かつ CCL のカテゴリ-3 の品目グループ B、C、D 又は E に分類されるものであって、中国又はマカオに本店を置く事業者の、IC の生産又は開発のための設備における IC の開発又は生産に利用されることが判明しているが、それらの設備が先端ノード IC の生産設備であるかどうかは判明していないもの。
 - 半導体製造装置。EAR の対象ではない品目で、かつ ECCN の（カテゴリ）3B に該当する特定のもの。エンドユースとエンドユーザーを問わない。

これらの禁止事項に対し、許可例外は適用されない。AC/S IFR は、EAR のパート 748 の補遺 2 に、米国人に係る規制の下での許可の申請方法に関するガイダンスとして、新たなセクションを設けている。

許可の申請は、マカオと D:5 国を対象とするものについては、不許可を前提として審査される。ただし、EAR の対象品目と同じ機能を果たす、EAR の対象ではない外国製製品に関する活動については、許可を前提として審査される。その他の申請者については、個々の事案に応じた許可審査基準に基づき審査される。

10. 新たな暫定包括許可（TGL）

23 年改正 EAR は、下記の 2 つの TGL を新設する。

1. AC/S IFR は、先端コンピューティング品目によるサプライチェーンへの影響を最小化するために、新たな TGL を設ける。

この AC/S IFR TGL は、EAR§742.6(a)(6)(iii)の新たな RS 規制を乗り越え、TGL の対象品目の統合、組立、検査、試験、品質管理及び流通を継続するため、又はこれらに関与するために、受領者がマカオ又は D:5 国に所在するが本店は置かず、その最終親事業者もマカオ又は D:5 国に本店を置かない場合、その品目につき、D:1、D:4 若しくは D:5 国（A:5 若しくは A:6 国にも分類される国を除く）への輸出及び再輸出、又はそれらの内部における移転を許可する。D:5 国内での特定のその他の方法で支配される品目の輸出、再輸出、移転を許可する。これは、D:1、D:4 又は D:5 国（A:5 又は A:6 国にも分類されてる国は除く）以外を最終的なエンドユースとする品目に関し、マカオ又は D:5 国に本店を置いていない事業者、又はその最終親事業者がマカオ又は D:5 国に本店を置いていない事業者のために設けられる。

この AC/S IFR TGL は、エンティティリスト若しくは軍用エンドユーザーリストに掲載されている当事者の関与、又はその他の禁止されたエンドユース若しくはエンドユーザー（EAR§744.23 に基づくいくつかの例外を除く）が知れることにより求められる許可を不要とするものではない。

この AC/S IFR TGL は 2 年間有効で、2025 年 12 月 31 日に失効する。



2. TGL一制限が弱いSMEの「部品」、「部材」又は「装置」は、状況に応じ、新たに§744.23(a)(4)に基づき必要とされるエンドユースの許可を不要とする（パート736(d)(1)の補遺1）。

このSME TGLは、(i) EARの対象となり、ATのみを理由として規制される、EAR99に該当しない品目、(ii) D:5国又はマカオの製造設備、(iii) EAR§744.23(a)(4)に規定されているECCNのカテゴリー3Bの部品、部材又は装置の開発又は製造を目的とするものにつき、(iv) 米国、A:5又はA:6国に本店を置き、かつマカオ若しくはD:5国に本店を置く事業者又は最終親事業者が過半数の支配権を保有しない事業者の指示による、輸出、再輸出又は国内移転を許可する。

SME IFRによると、このTGLは、米国、A:5及びA:6国のSMEの生産者に、規制の対象国以外の代替供給源を求めるため、あるいはBISからICの前行程の生産装置の製造を継続する許可を取得するための追加の時間を与えることを意図している。

このSME TGLは、マカオ又はD:5国に本店を置く会社、若しくは最終親会社がこれらに本店を置く会社の指示による、マカオ又はD:5国におけるカテゴリー3Bのツール又は部品の独自の開発又は生産を目的としては利用できない。また、このTGLは、エンティティリスト若しくは軍用エンドユーザーリストに掲載されている当事者の関与、又はその他の禁止されたエンドユース若しくはエンドユーザーが知れることにより求められる許可を不要とするものではない。

このSME TGLは2年間有効で、2025年12月31日に失効する。

11. 届出済の先端コンピューティング（NAC）であって、データセンター向けでない特定のICに対する許可例外の新設

AC/S IFRは、(1) 3A090.bに基づく低性能の先端IC、及び(2)データセンター向けではないがTPPが4800以上である特定の3A090.a品目の輸出、再輸出及び国内移転を認めるNAC（EAR§740.8）の許可例外を新設する。NACの許可例外は、3A090.aのデータセンター向けICには利用できず、限られた例外を除き、一般的にEARパート744又は746に基づき許可が必要となる取引、及び「軍用エンドユース／エンドユーザー」が関与する取引には利用できない。

マカオ又はD:5（武器禁輸）国への輸出及び再輸出（国（域）内移転を除く）については、最初の輸出又は再輸出の25暦日前までに、STELAを通じてBISに届け出なければならない。届出義務は、D:1又はD:4国における国内移転には適用されない。この届出義務は、米国政府による先端的ではないICの輸出に関する情報の取得を意図している。BISは、STELAがNACの許可例外に係る届出受理の準備ができ次第、さらなる通知を公表する予定である。

12. 許可例外に関するその他の変更



23年改正 EAR では、ECCN が 3A991.p 及び 4A991.I に分類される品目を、民生用通信機器（CCD）の許可例外の対象とし、3A090 及び 4A090 に分類される先端コンピューティング品目の検査、試験、較正又は修理のための一時的な輸出を TMP の許可例外の対象とし、その他、新たな ECCN の.z パラグラフに関する様々な許可例外を変更している。

13. 新たに「先端ノード IC」及び「極端紫外線」を定義

SME IFR は、新たに「先端ノード IC」及び「極端紫外線」を定義する。

- 「先端ノード IC」とは、22年改正 EAR で発表され、旧 EAR§744.23(a)(2)(iii)(A)から(C)で体系化されたものと同じ基準を満たす IC と定義される。SME IFR は、定義に注記を追加することにより、定義で言及されている「技術ノード」の意味と、DRAMIC の演算方式を明確にしている。
- 「極端紫外線」とは、波長が 5nm 以上 124nm 未満の電磁波スペクトルと定義される。

これら 2 つの用語は、EAR§744.6 における米国人に係る規制、§ 744.23 におけるエンドユース規制、及び様々な ECCN において利用されている。

14. 顧客を知る（KYC）のためのコンプライアンスガイダンス

22年改正 EAR に対するコメントへの回答として、AC/S IFR は、新ルールの確実な遵守を支援することを目的に、EAR のパート 732 の補遺 3 の「顧客を知る」ためのガイダンスに新たに 5 つのレッドフラッグを追加した。これらには、制限されたスーパーコンピュータ又は先端 IC を将来に開発又は生産する意図が知れている場合についてのレッドフラッグが含まれている。取引を進める前に、これらのレッドフラッグに対処し、解決するために、追加のデューデリジェンスが必要となる場合がある。

III. エンティティリスト FR

BIS は、中国の 2 事業者とその関連会社（合計で中国の 13 事業者）を、防衛目的の大型 AI モデルや AI チップの開発に関与しているとして、脚注 4 の指定を付してエンティティリストに追加した。

エンティティリスト FR には救済条項が含まれており、実際の注文に従い 2023 年 10 月 17 日の時点で輸出港、再輸出港又は国内移転のための港へ輸送中であつた貨物については、エンティティリストに掲載されている当事者に関して新たに設けられた許可は不要とされている。

一部簡素化されたとはいえ、新たな EAR 規制も広範で非常に複雑かつ技術的であることに変わりはない。先端コンピューティング、半導体製造装置、



スーパーコンピュータ分野の企業は、23年改正EARを注意深く検討し、事業への影響を評価すべきである。

当事務所では、米国商務省による半導体産業を含む輸出管理規制強化への対応を行っています。本アラート記載の内容につき、ご質問やご不明な点等がある場合には、本アラート記載の専門家にいつでもご連絡ください。